

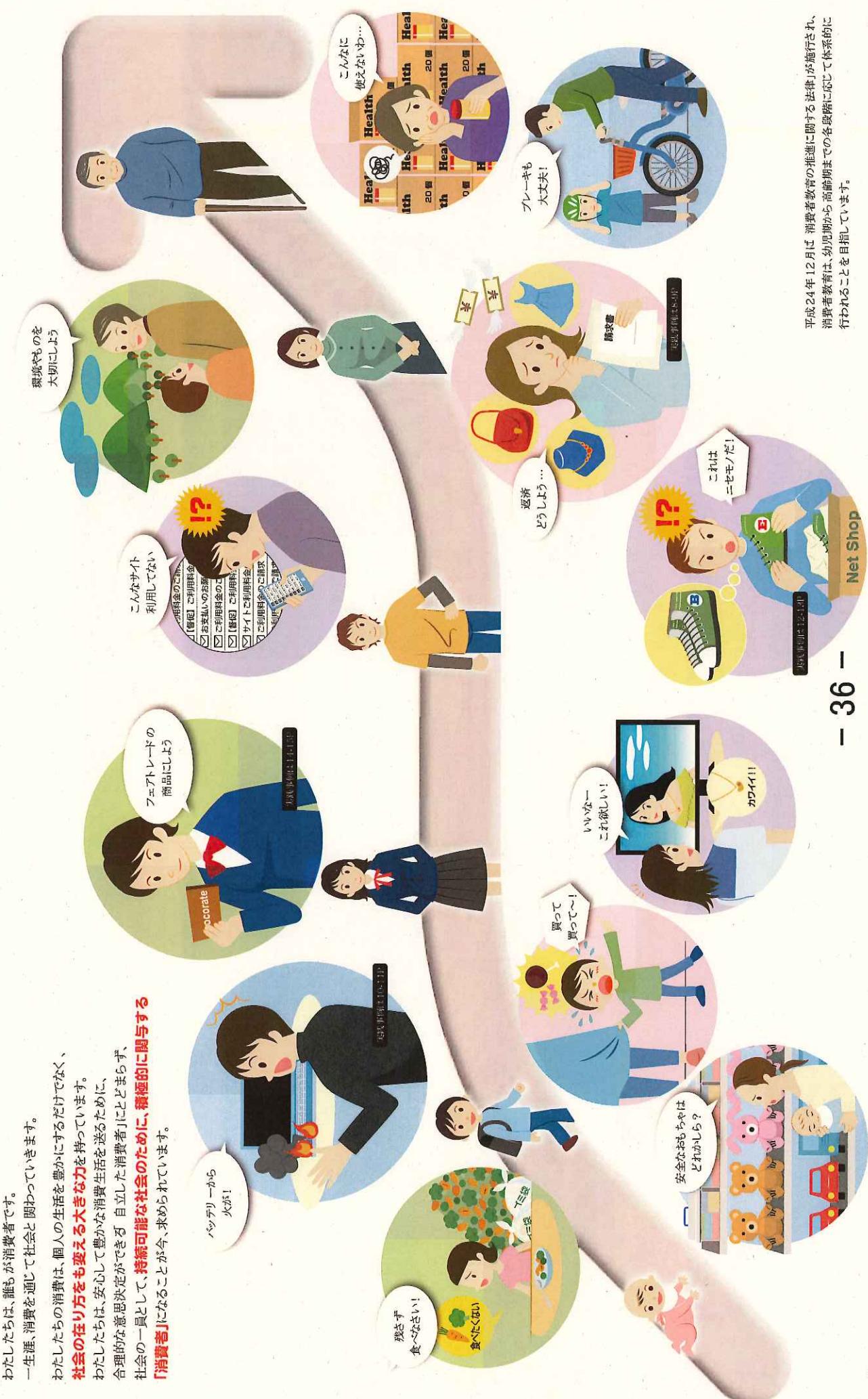
たしたちは、生まれたときから、生涯を通じて「消費者」です。

わたしたちは、誰もが消費者です。

生涯、消費を通じて社会と関わっていきます。

わたしたちの消費は、個人の生活を豊かにするだけではなく、  
**社会の在り方をも変える大きな力を持っています。**  
わたしたちは、安心して豊かな消費生活を送るために、  
合理的な意思決定ができる。自立した消費者にほどまらず  
社会の一員として、**持続可能な社会のために、積極的に貢**  
**「消費者」にかかるべきが会 せめがわすけいひきす**

社会の一員として、持続可能な社会のために、積極的に貢与する  
「消費者」にかかることが求められています



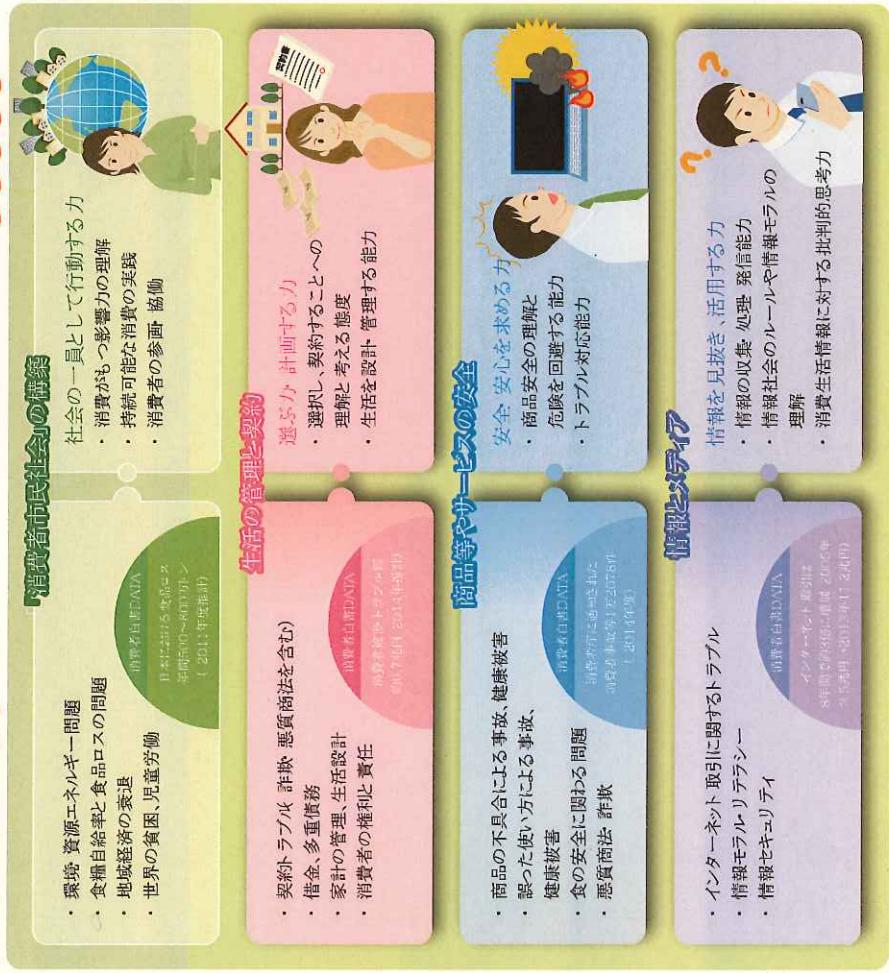
平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律が施行され、消費者教育は、児童期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われることを目指します。

# 消費者教育を通じて育むべき力と指導者の役割

## 消費者教育を通じて育むべき力

私たち消費者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。消費者教育の推進に関する基本的な方針 平成25年6月28日閣議決定)では、これら の課題解決のため、消費者教育の対象領域を4つに分類し、それぞれの領域で育むべき力を示しています。

### 消費者をよりよく課題



## 消費者教育の指導者の役割

- 社会的自立の力を育む  
平成27年6月に選挙権年齢を満18歳以上に引き下げる公職選挙法改正法が成立し、新たに有権となる若い人たちの政治的教養を育む教育が必要性は更高まっています。  
このようなかで、民法の成年年齢の在り方にについて議論されていました。成年年齢を引き下げる一方において消費者としての合理的な意思決定を、学校段階までに、社会において消費者としての合理的な意思決定能力を育むための学習機会を設けていく必要があります。
- 地域全体での学びの展開  
中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(平成27年12月21日)では、地域とともにある学校への転換や地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校及び地域が相互に協力・地域全体で学びを展開していくべく教育体制の構築等を目指しています。

- 消費者市民社会の構築  
「消費者教育の推進に関する法律 平成24年法律第61号」において、消費者教育には、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む」と定義付けられ、その積極的な取組が求められています。
- <社会教育主事の方へ>  
消費者教育は、生涯にわたって学習できる環境づくりが必要です。その場合、消費生活に関する全てのことを対象として、最新の情報を基に学習を進めめる必要があります。地域とともにある学校へも、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めることで、社会教育主事の方々が日々の活動で形成したネットワークを活用し、コーディネーターとしての役割を担うことが期待されます。

- 情報セキュリティ  
様々な課題を抱える地域において、新たに消費者教育を始めるのは容易ではありませんが、例えば、環境や食、まちづくりなど地域の既存の団体やグループと連携し、各団体の活動は消費者の視点をプラスすることで豊かな連携が生まれます。



地域	社会教育施設	消費者団体	事業者・団体
	法曹関係者	NPO	大学
		PTA	福祉関係者
			民生委員

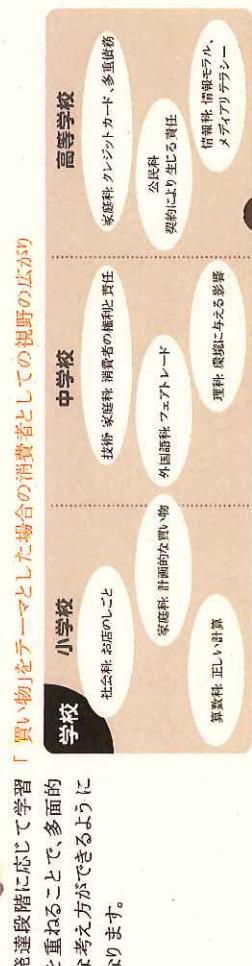
# 消費者教育のヒント

## ヒント 1 これまでの授業や活動は「消費者」の視点をプラス

学校の授業や地域の活動を実生活の場面で捉え直すと、消費者としての実践的な力が育まります。



## ヒント 2 学びを重ね、視野を広げる



## ヒント 3 得意分野を生かし合う

学校、家庭、地域等の様々な場において、消費者教育に取り組むためには、関係者が得意な分野を生かし合い、相互に連携して取り組むと効果的です。

- ・ 消費生活センター、消費者団体、事業者等が作成した教材や出前講座の活用
- ・ 弁護士等の専門家による外部講師の活用
- ・ 公民館活動や学校支援団体本部、PTA活動等既存のネットワークや取組を活用

## 本冊子では、様々な実践事例を紹介しています

### 領域別 実践事例

p.8～15

領域	学級における授業	地域における授業
Ⅰ 商品の電気機器	身近な消費者問題を解決する手立てを探る 【中学校・社会科】	地元の課題解決に向けた意見をまとめて金銭感覚を身に付け 【熊本県長洲町】
Ⅱ 家庭サービスの安全	製品の事故に対し消費者の意見を発信する 【中学校・技術・家庭科】	電気機器の安全マニュアルを作成する 【長崎県大村市・NPO法人Love&Safetyおおむち】
Ⅲ 情報メディア	情報ネットワークを活用した商品の購入について考える 【小学校・社会科】	子供のインターネット利用を科学的に子供の事故を予防する 【中学校・技術・家庭科】
Ⅳ 消費者市民社会の構築	ESDの視点で食材の購入について考える 【高等學校・家庭科】	生涯学習【中学校・情操科】
この領域別実践事例では、より身近な消費生活の場面から消費者教育を考えています。	ESDや消費者教育を地域みんなで実践する 【岡山市京山区ESD推進協議会・岡山市立京山公民館】	専門家のティーチングで子供たちの意識が変わることを目指す 【岐阜市消費生活センター・岐阜市教育研究所】
連携協働による消費者教育の取組について、プロセスや活動内容、関係者の感想などを含め詳しく紹介しています。	ESDや消費者教育を地域みんなで実践する 【岡山市京山区ESD推進協議会・岡山市立京山公民館】	地域における既存の取組を活用した消費者教育の事例を紹介しています。
既存の取組を生かした実践事例	既存の取組を生かした実践事例 【20】	既存の取組を生かした実践事例 【20】

— 38 —

(秋田県大仙市立太田南小学校)

(北海道小樽市立鍛錆小学校)

(山口県長門市中央公民館)